

◎入札公告（郵便入札）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日（水）

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 工事の名称

県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事

(2) 工事の概要

土木一式工事

○道路改良・舗装工事	・置換工（RB-40）， $t=50\text{ cm}$	$V=200\text{ m}^3$
○道路舗装修繕工事	・側溝工（U型側溝）	$L=399\text{ m}$
	・側溝工（管渠型側溝）	$L=551\text{ m}$
	・集水桝工（プレキャスト集水桝）	$N=11$ 箇所
	・アスファルト舗装工	$A=5,820\text{ m}^2$
	・区画線工（溶融式）	$L=3,336\text{ m}$

詳細については、「県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事特記仕様書」「県立あすなろの郷北側進入路等道路改良舗装工事設計書」（以下、「設計図書」という）及び「建設工事請負契約書」（以下、「契約書」という。）による。

(3) 工期

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

(4) 工事場所

茨城県立あすなろの郷 水戸市杉崎町 1460

(5) 入札方法

ア 郵送（書留郵便に限る）による。

入札書受領期限は、令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 2 時まで（必着）。

手続きについては、入札説明書による。

イ 落札金額確定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。また、入札金額の記載ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

エ 入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める（入札書の提出と併せて、紙により提出すること）。

オ 入札執行回数は、1 回とする。

(6) 予定価格

129,019,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(7) 最低制限価格

設定する

(8) 郵便入札のため、入札参加者の立会は認めない。

(9) 入札参加が1者のみの場合、有効な入札として取り扱う。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 (茨城県庁舎行政棟 13 階)

電話 029-301-3357

メールアドレス shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである（※注：全てを満たすこと）。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成 7 年茨城県告示第 473 号)に基づく一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (4) 茨城県水戸土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)を有すること。
- (5) 土木一式工事について、建設業の許可を受けていること。
- (6) 土木一式工事について、令和 7・8 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けが S 又は A 等級であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと(更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (8) 入札に参加する者が競争参加資格確認の申請を行う日から、開札予定日までの間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 土木一式工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
- (10) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例 36 号)第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (11) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項に該当する場合は専任での配置を要しない。
 - ア 1 級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第 26 条に規定する者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。
 - エ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。)でないこと。
 - オ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(経営業務の管理責任者等)でないこと。

- カ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合は専任での配置を要しない。
- キ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3 名までの者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に 1 名を選択するものとする。
- ク 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者もしくは主任技術者（以下「専任特例 1 号の場合の監理技術者等」という。）の配置を認めない工事である。
- ケ 本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認めない工事である。
- (12) 対象工事に係る積算業務等の受託者又は受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (13) その他、入札説明書に定める要件を満たすものであること。

4 入札説明書、設計図書及び契約書の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 8 年 9 月 28 日（月）までの午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

(2) 場所

2 の担当部局

- (3) 入札説明書及び設計図書は、(2) で縦覧するほか、インターネットに公開するので、次の場所からダウンロードすることができる。

URL: <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

5 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札を希望する者は、競争入札参加者の負担において、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 3 号）、競争参加資格確認資料（様式第 4 号）及び競争参加資格の裏付資料各 1 部を 2 に示す場所に令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時までに（必着）書留郵便により提出しなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は 10 メガバイトとなっているので、注意すること）

3 (11) に掲げる事項に該当する場合にあたっては、全ての配置予定技術者について、申請書を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、5 (2) に係る申請書（主任（監理）技術者重複申請調書）を提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。

ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、5 (1) と併せて主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

イ 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書」を開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。

ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※ いずれも提出は書留郵便によること。

なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をメー

ルにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

(3) 入札参加資格等の確認結果については、一般競争入札参加資格等通知書により通知する。

(4) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(5) 申請書及び資料の作成説明会については実施しない。

6 入札執行日時及び場所

令和8年10月8日（木）午後3時

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 （茨城県庁舎行政棟13階）

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029 - 301 - 3357

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 最低制限価格

設定する。

9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合

コ 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合

サ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(4) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格の申込者を落札

者とする((3)に該当する者を除く)。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち、最低の価格の申込者を落札者とする。((3)に該当する者を除く)

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。

(3) 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

11 入札の辞退

入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでの間はいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、個別の入札公告に示された入札書の提出締切日時までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出することができる。なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。

なお、契約に当たり、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。